

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部企画戦略室規則

令和4年4月1日

自機規則第41号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部規程（平成25年自機規程第93号）第2条第3項の規定に基づき、企画戦略室の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 企画戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の研究力の強化に向けた事業に関する事。
- 二 機構の研究力の強化に向けた事業に関する調査に関する事。
- 三 機構の研究力の強化に向けた事業に関して、機構が設置する大学共同利用機関及び機構直轄研究施設の調整に関する事。
- 四 機構の国際融合研究等に関する調査・評価等に関する事。
- 五 その他研究力の強化に向けた事業に関する事。

(組織)

第3条 企画戦略室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

(室長・副室長)

第4条 室長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 室長は、企画戦略室の業務を総括する。
- 3 室長に事故があるときは、副室長が、その職務を代理する。
- 4 副室長は、室員の内から室長が指名する者をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 事務局長
- 二 URA職員（機関所属のURA職員は除く）のうち、室長が指名する者
- 三 その他室長が必要と認めた者

(検討チーム)

第6条 企画戦略室に、第2条に定める業務に関する調査検討、企画立案及び実施するため、検討チームを置く。

- 2 前項の検討チームの構成及びメンバーは、室長が決定する。なお、必要に応じて、検討チームに事務局及び各機関の職員を参加させることができる。

3 検討チームは、必要に応じて、機構の関連する委員会に説明及び報告を行う。

(庶務)

第7条 企画戦略室の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、企画戦略室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携室規則（平成17年自機規則第9号）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構広報室規則（平成25年自機規則第22号）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構男女共同参画推進室規則（平成25年自機規則第23号）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同利用・共同研究室規則（平成30年自機規則第32号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学連携室規則（平成31年自機規則第37号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構自然科学大学間連携推進機構推進室設置要項（平成29年3月31日機構長決定）は、廃止する。